

新アクションプログラム(平成17～18年度)の経緯等

リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム(15年3月28日金融庁)

平成15～16年度の2年間(「集中改善期間」)に、リレーションシップバンキングの機能強化を確実に図る

《I. 中小企業金融再生に向けた取組み》

1. 創業・新事業支援機能等の強化
2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化
3. 早期事業再生に向けた積極的取組み
4. 新しい中小企業金融への取組みの強化
5. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化
6. 進捗状況の公表(各金融機関・業界で半期ごとに公表)

《II. 健全性確保、収益性向上等に向けた取組み》

1. 資産査定、信用リスク管理の厳格化
2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上
3. ガバナンスの強化
4. 地域貢献に関する情報開示等
5. 法令等遵守(コンプライアンス)
6. 地域の金融システムの安定性確保
7. 監督、検査体制

金融改革プログラム(16年12月24日金融庁)

「活力ある地域社会の実現を目指し、競争的環境の下で地域の再生・活性化、地域における起業支援など中小企業金融の円滑化及び中小・地域金融機関の経営力強化を促す観点から、関係省庁との連携及び財務局の機能の活用を図りつつ、地域密着型金融の一層の推進を図る。このため、現行のアクションプログラムについて実績等の評価を行った上で、これを承継する新たなアクションプログラムを…策定する」

金融審議会第二部会リレーションシップバンキングのあり方に関するWG
(17年2月7日以降6回及び地方懇談会2回(福岡市、大阪市))

「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」の実績等の評価等に関する議論の整理(17年3月28日金融審議会第二部会リレバンのあり方に関するWG)

《評価できる点》

- ・ 金融機関が地域において自ら果たす役割を再認識
- ・ 融資姿勢や支援に向けた取組み状況は改善
- ・ 地域密着型金融を推進するための基本的な態勢の整備は進捗
⇒ 「集中改善期間」の金融機関の取組みについては一定の評価

《不十分な点》

- ・ 地域密着型金融の本質が必ずしも正しく理解されていない
- ・ 金融機関の計画が総花的。取組み姿勢・実績にバラツキ
- ・ 事業再生への取組み、目利き能力等が依然として不十分
- ・ 利用者に対する情報開示が不十分 等

《新たなアクションプログラムに期待すること》

- (1) 地域密着型金融の継続的な推進
- (2) 地域密着型金融の本質を踏まえた推進
- (3) 地域の特性等を踏まえた「選択と集中」による推進
- (4) 情報開示等の推進とこれによる規律付け 等

新アクションプログラム(平成17～18年度)

平成17～18年度の2年間に、地域密着型金融の一層の推進を図る

《1. 事業再生・中小企業金融の円滑化》

- (1) 創業・新事業支援機能等の強化
- (2) 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化
- (3) 事業再生に向けた積極的取組み
- (4) 担保・保証に過度に依存しない融資の推進等
- (5) 顧客への説明態勢の整備、相談苦情処理機能の強化
- (6) 人材の育成

《2. 経営力の強化》

- (1) リスク管理態勢の充実
- (2) 収益管理態勢の整備と収益力の向上
- (3) ガバナンスの強化
- (4) 法令等遵守(コンプライアンス)態勢の強化
- (5) ITの戦略的活用
- (6) 協同組織中央機関の機能強化
- (7) 検査、監督体制

《3. 地域の利用者の利便性向上》

- (1) 地域貢献等に関する情報開示
- (2) 中小企業金融の実態に関するデータ整備
- (3) 地域の利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立
- (4) 地域再生推進のための各種施策との連携等
- (5) 利用者等の評価に関するアンケート調査

⇒ 各金融機関は17年8月末までに「地域密着型金融推進計画」を提出・公表。また、半期毎に進捗状況を公表

新アクションプログラム(平成17~18年度)の概要

平成17~18年度の2年間に、地域密着型金融の一層の推進を図る
⇒各金融機関は17年8月末までに「地域密着型金融推進計画」を提出・公表。また、半期毎に進捗状況を公表

【Ⅰ. 基本的考え方】

1. 地域密着型金融の継続的な推進 2. 地域密着型金融の本質を踏まえた推進(※) 3. 地域の特性や利用者ニーズ等を踏まえた「選択と集中」による推進 4. 情報開示等の推進とこれによる規律付け

※ 地域密着型金融の本質: 金融機関が、長期的な取引関係により得られた情報を活用し、対面交渉を含む質の高いコミュニケーションを通じて融資先企業の経営状況等を的確に把握し、これにより中小企業等への金融仲介機能を強化するとともに、金融機関自身の収益向上を図ること。

【Ⅱ. 具体的な取組み】

《1. 事業再生・中小企業金融の円滑化》

(1) 創業・新事業支援機能等の強化

- 融資審査態勢の強化等
- 産学官の更なる連携強化。「産業クラスターサポート金融会議」の効果的な活用
- 地域におけるベンチャー企業向け業務に係る外部機関等との連携強化等

(2) 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化

- 中小企業に対するコンサルティング機能、情報提供機能の一層の強化
- 要注意先債権等の健全債権化等に向けた取組みの強化及び実績の公表等

(3) 事業再生に向けた積極的取組み

- 地域の中小企業を対象とした事業再生ファンドの組成・活用
- 適切な再建計画を伴うDES(債務の株式化)、DDS(債務の資本的劣後ローン化)等の積極的活用
- 中小企業再生支援協議会の一層の積極的活用
- 外部機関との連携等を通じた金融実務に係る専門的人材・ノウハウの活用
- 法的再生手続に至った企業に対する運転資金の供給(DIPファイナンス)
- 再生企業に対するシンジケートローンの活用等によるエグジット・ファイナンス(再生計画終了に当たっての融資)の拡充
- 再生支援実績に関する情報開示の拡充、再生ノウハウ共有化の一層の推進
- 人材プールの設置

(4) 担保・保証に過度に依存しない融資の推進等

- ① 担保・保証に過度に依存しない融資の推進
- 企業の将来性や技術力を的確に評価するための取組みの強化
 - 不動産担保・保証に過度に依存しない融資を促進するための手法の拡充(貸出後の業況把握の徹底、財務制限条項等の活用等)
- ② 中小企業の資金調達手法の多様化等
- 事業価値に着目した融資手法(知的財産権担保融資、ノンリコースローン等)への取組み
 - ローン担保証券(CLO)等の証券化等に関する積極的な取組み
 - 協同組織中央機関における貸出債権の流動化等に向けた取組み

(5) 顧客への説明態勢の整備、相談苦情処理機能の強化

- 「説明責任ガイドライン」を踏まえた説明態勢の整備、相談苦情処理機能の強化
- 「地域金融円滑化会議」の開催・活用

(6) 人材の育成

- 「目利き」能力、経営支援能力の向上など、事業再生・中小企業金融の円滑化に向けた人材育成のための取組み

《2. 経営力の強化》

(1) リスク管理態勢の充実

- バーゼルⅡの導入に備えたリスク管理の高度化等
- 適切な自己査定及び償却・引当の確保
- 市場リスク管理態勢の検証

(2) 収益管理態勢の整備と収益力の向上

- 管理会計を活用した業績評価に基づく業務の再構築等

(3) ガバナンスの強化

- 協同組織中央機関におけるガバナンスの向上
- 取締役会、監査役会等の機能発揮状況等の検証

(4) 法令等遵守(コンプライアンス)態勢の強化

- 営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等
- 適切な顧客情報の管理・取扱いの確保

(5) ITの戦略的活用

- ビジネスモデル等の状況に応じたITの戦略的活用

(6) 協同組織中央機関の機能強化

- 資本増強制度の積極的活用、人的支援等
- 個別金融機関の余裕資金を運用して収益を還元する機能等の一層の活用への取組み

(7) 検査、監督体制

- 多面的な評価に基づく総合的かつ重点的な検査・監督
- 「金融検査マニュアル別冊(中小企業融資編)」の周知徹底等

《3. 地域の利用者の利便性向上》

(1) 地域貢献等に関する情報開示

(2) 中小企業金融の実態に関するデータ整備

(3) 地域の利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立

(4) 地域再生推進のための各種施策との連携等

(5) 利用者等の評価に関するアンケート調査

【Ⅲ. 推進体制】

1. 地域の特性等を踏まえた個性的な計画の策定・公表 2. 実績の取りまとめ・公表 3. 財務局の機能の活用(特色ある取組み等に関するシンポジウムの開催等) 4. 「集中改善期間」の総括